三　当該取戻し対象特定収入のあつた課税期間が第四項第三号に掲げる場合に該当する場合
当該控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額に百十分の七・八（当該合計額のうち他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係る控除対象外仕入れに係る支払対価の額については、百八分の六・二四）を乗じて計算した金額に当該課税期間の法第三十条第二項第二号に規定する課税売上割合を乗じて計算した金額
9　前項に規定する取戻し対象特定収入とは、課税仕入れ等に係る特定収入により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額のうちに課税仕入れ等に係る特定収入により支出された控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額の占める割合が百分の五を超える場合のその特定収入をいう。
附則第十六条の見出し中「登録開始日」を「登録」に改め、同条中「昭和三十二年法律第二十六号」の下に「。次項において「新租税特別措置法」という。」を加え、同条に次の一項を加える。
2　新租税特別措置法第八十六条の五第十三項の規定の適用を受ける課税期間以後の課税期間（同項の規定により効力を失うこととされた五年消費税法第五十七条の二第一項の登録により二十八年改正法附則第四十四条第五項本文の規定の適用を受けることとなる課税期間に限る。）については、二十八年改正法附則第四十四条第五項本文の規定は、適用しない。
附則第十七条中「なった場合において、」の下に「登録開始日（」を、「登録開始日」の下に「をいう。次条において同じ。）」を加える。
附則第十八条中「五年施行日」を「登録開始日」に改める。
附則第二十条の二中「第五号」を「第六号」に改める。
附則第二十一条の見出し中「地方公共団体に準ずる法人」を「地方公共団体等」に改め、同条に次の一項を加える。
2　新令第七十五条第八項の規定は、五年施行日以後に行われる課税仕入れについて適用する。
附則第二十二条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2　二十八年改正法附則第五十二条第一項の規定の適用を受ける課税仕入れについて新令第七十五条第八項の規定の適用を受ける場合における同項の規定の適用については、同項中「金額を」とあるのは、「金額に百分の二十を乗じて算出した金額を」とする。
附則第二十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2　二十八年改正法附則第五十三条第一項の規定の適用を受ける課税仕入れについて新令第七十五条第八項の規定の適用を受ける場合における同項の規定の適用については、同項中「金額を」とあるのは、「金額に百分の五十を乗じて算出した金額を」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第一条中消費税法施行令第十八条（見出しを含む。）の改正規定、同令第十八条の二の改正規定、同令第十八条の三第一項の改正規定及び同令第十八条の四の改正規定　令和五年四月一日
二　第一条中消費税法施行令第七十一条の二第三項の改正規定　令和六年一月一日

（消費税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の消費税法施行令（以下この条において「新令」という。）第四十九条第七項の規定は、この政令の施行の日以後に消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域から引き取られる同項第十一号に規定する課税貨物に係る消費税に係る新令第四十九条第七項に規定する電磁的記録について適用する。

（所得税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第三条　所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。
附則第十一条第三項中「附則第二十二条第二項又は第三項」を「附則第二十二条第三項又は第四項」に改め、同条第四項中「附則第二十三条第二項又は第三項」を「附則第二十三条第三項又は第四項」に改める。

（法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第四条　法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。
附則第十四条第三項中「附則第二十二条第二項又は第三項」を「附則第二十二条第三項又は第四項」に改め、同条第四項中「附則第二十三条第二項又は第三項」を「附則第二十三条第三項又は第四項」に改める。

酒税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十号

酒税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三条第九号、第二十九条第二項及び第五十条第一項第七号の規定に基づき、この政令を制定する。

酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第二号中「合成着色料」を「着色料」に改める。

3　第一項第一号に規定する書類には、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含むものとする。

第五十六条第三項を次のように改める。

3　法第五十条第一項第七号に規定する政令で定めるときは、次に掲げるときとする。
一　第三条の二第二項の規定に該当する連続式蒸留焼酎又は第四条の二第四項の規定に該当する単式蒸留焼酎を製造しようとするとき。
二　木製の容器に貯蔵したアルコール又は連続式蒸留焼酎若しくは単式蒸留焼酎を含むアルコール又は連続式蒸留焼酎若しくは単式蒸留焼酎を当該酒類の製造場から移出しようとするとき。
三　香味、色沢その他の性状がウイスキー又はブランデーに類似するスピリッツを当該酒類の製造場から移出しようとするとき（酒類製造者が、当該スピリッツについて専らウイスキー又はブランデーに用いるものと同様の表示、広告その他これらに類する行為をしている場合に限るものとし、法第五十条第一項第四号又は前号に該当する場合を除く。）。
四　その他財務省令で定めるとき。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第五十六条第三項の改正規定及び附則第三項の規定は、令和五年四月一日から施行する。